

新型コロナウイルス対策「ニセコ町観光施設持続化支援給付金」事業

【概要】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ゴルフ場、温泉施設を有する事業者も多大な損害を受けている。ゴルフ場、温泉は貴重な観光資源であり、今後も継続してゴルフ場、温泉を活用していただけるための支援が必要と考え、ゴルフ場（2施設）ゴルフ利用税の納付額の20%及び入湯税納入施設（11施設）に対し、平成31年3月～令和2年2月に納入された入湯税の納付額の20%を観光施設持続化支援給付金として交付する。

【対象】

- 令和元年度のゴルフ場利用税 下記※1参照
- 平成31年3月1日～令和2年2月29日の間に入湯税を納めた事業者（納入時期が一部期間でも可能）下記※2参照

【交付金】

- ゴルフ利用税納入事業者 1事業者 ゴルフ利用税の納付税額の20%(1万円未満切上)
- 入湯税納入事業者 11事業者 入湯税の納付税額の20%(千円未満切捨)

【申請方法】

- 申請書に記載の上、必要書類を添えて申請する。

【予算規模】

- 総事業費（ゴルフ場・温泉施設）18,771千円（ニセコ町負担額18,771千円）
（ゴルフ場）1,050千円（1事業者）（ニセコ町負担額1,050千円）
（ゴルフ場利用税合計5,243,595円×20%）
（温泉）17,721千円（11施設）（ニセコ町負担額17,721千円）
（入湯税合計 88,630,340円×20%）

※1 1事業者…ニセコビレッジ

※2 11施設…ヒルトンニセコビレッジ、グリーンリーフホテル、Hinode Hills、ニセコノーザンリゾートホテル、ホテル甘露の森、いこいの湯宿いろは、ニセコグランドホテル、ニセコアンヌプリ温泉湯心亭、鶴雅別荘 奎の抄、ワンニセコリゾートタワーズ、ニセコエビーナ